

◎ 免許状更新講習修了確認期限の延期について

免許状更新講習の受講義務が課されている者のうち、修了確認期限までに免許状更新講習を受けることができないやむを得ない事情がある場合や、新たに普通免許状等の授与を受けた場合など、法令に規定される一定の事由に該当する者については、修了確認期限の延期をすることができます。

この場合、延期を希望する本人が免許状更新講習修了確認期限延期の申請を行う必要があります。

延期事由

- 教育公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合
- 90日以上病気休暇、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の所得中
- 自然災害により更新講習の課程の修了が困難である場合
- 在外教育施設等派遣、専修免許状取得のため大学院等に修学中等
- 10年以内に免許状の授与を受けている場合（旧免許所持者の場合）など

○申請方法

高知県教員免許更新制に関する規則第7条及び第10条に定められた様式（第3号 新免許状所持者）（第6号 旧免許状所持者）に必要な事項を記入し、手数料（県収入証紙 1, 700円分）を貼付したうえで、添付書類と併せて、教職員・福利課教員免許担当までご提出ください。

なお、様式は教職員・福利課のホームページ（人事企画担当）からダウンロードできます。

（提出先）〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課 教員免許担当

添付書類

- ①所有する全ての免許状の写し又は授与証明書（原本）
（2種から1種へ上進した場合は両方必要です。）
（2回目の更新の方は※1に該当する場合は省略可）
- ②免許状が授与された時点から、姓や本籍（県）が変わっている場合には、戸籍抄本等の変更が確認できる書類
（2回目の更新の方は※2に該当する場合は省略可）
- ③その他延期事由に応じて必要とする書類
休業期間中であることを証する書類（辞令の写し他）など
- ④2回目の更新の方は、前回の更新講習修了確認証明書等の証明書（原本）

※1 免許状の写し又は授与証明書

1回目の更新講習修了確認証明書に記載された免許状であれば、2回目は添付省略可

※2 戸籍抄本等の変更が確認できる書類

1回目の更新講習修了確認証明書と氏名・本籍地が同一であれば、2回目は添付省略可

延期証明者

申請の際には、証明者記入欄への証明が必要です。証明者は、申請者の職や勤務先等により異なりますので、「高知県教育委員会規則取扱要項別表」を参照ください。 _